

函館短期大学における動物実験に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日 文部科学省告示第71号)等関係法令(以下「関係法令」という。)にもとづき、函館短期大学(以下「本学」という。)において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的に適正かつ倫理的に妥当な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において実施される全ての動物実験に適用される。

2. 動物実験・倫理委員会は、関係法令及びこの規程の趣旨に沿って、動物実験に関する事項について審議を行うものとする。
3. 動物実験・倫理委員会は、関係法令及びこの規程の趣旨に沿って、動物実験の倫理的側面に関しても審議を行うものとする。

(動物実験・倫理委員会委員の委嘱と任務)

第3条 動物実験・倫理委員会の委員は、学長が委嘱する。

2. 動物実験・倫理委員会委員長は学長が指名し、動物実験施設の管理運営について総括的な責任を負う。
3. 動物実験・倫理委員会委員長は、その任務を行うに当たり同委員会を開き、必要な事項について委員会に報告し、支障の無い限り動物実験研究の申請者を支援するよう努めなければならない。

(施設・設備)

第4条 動物実験は、定められた施設・設備において行うことを原則とする。

2. 実験動物の飼養保管施設・設備は、動物の生態、習性等を考慮した適正な飼養保管環境を備えなければならない。

(実験計画の立案・申請・報告)

第5条 実験者は、動物実験の範囲を研究目的の達成に必要な最小限にとどめるため、適正な供試動物の選択及び実験方法の検討をするとともに、動物実験・倫理委員会委員長等の協力を得て、関係法令及びこの規程の趣旨に沿って、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。

2. 実験者は、実験計画を立案するとともに、必要に応じて当該動物実験に関して、動物実験・倫理委員会の助言または指導を受け、有効かつ適切な実験を行うよう努めなければならない。
3. 実験者は、動物実験計画審査願(様式第1号)を動物実験・倫理委員会に提出し、その審査を受けなければならない。継続および補充的動物実験の申請は、その旨の願いであることを明記して届けることにより、実験は継続して認められるもの

とする。

4. 動物実験・倫理委員長は、審査結果（様式第2号）を遅くとも1ヶ月以内に申請者に通知しなければならない。
5. 実験者は、委員会の承認が得られなければ実験を開始できない。ただし、規程ができる以前から継続して進められてきた動物実験研究に関しては、過去に学内合意があったものとして取り扱い、その研究を妨げないものとする。

（動物の検収と検疫）

第6条 実験者は、動物実験の検収に当たって発注条件、異常、死亡の有無などを確認するとともに、実験動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録しなければならない。

2. 実験者は、実験動物を受け入れたときには検疫を実施することが望ましい。ただし、他の研究機関または提供機関において実施済みである場合、この限りでない。

（実験動物の飼育管理等）

第7条 実験者ならびに動物実験・倫理委員会委員長は、施設および設備の適切な維持管理を行い、良好な飼養及び保管環境の管理に努めなければならない。

2. 実験者は、動物の健康および安全に十分留意し、適切な給餌、給水等の飼養及び保管管理に努めなければならない。
3. 実験者は、実験中の動物については勿論のこと、施設への供試から不要に至るまでの全ての期間にわたり、動物の様子を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

（実験等の実施・操作上の配慮）

第8条 実験者は、科学的のみならず動物愛護の観点からも適切な実験操作を行わなければならない。このため実験者は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬や鎮静剤を投与するなど、実験動物に無用な苦痛を与えない配慮をしなければならない。必要な場合には、専門家の判断を仰ぐものとする。

2. 実験者は、実験操作を容易にし、ヒトへの危害を防止するために、動物に無用な苦痛を与えない範囲で適切な保定を行うことができる。

（実験終了後の処置）

第9条 実験者は、実験を終了した動物の処置については、致死量の麻酔薬の投与その他適切な方法によって、速やかに動物を苦痛から解放するように努めなければならない。

2. 実験者は、動物の死体・糞尿又は悪臭によって、ヒトの健康、学習および生活環境が損なわれないよう努めなければならない。
3. 実験者は、実験終了報告書（様式第3号）を動物実験・倫理委員会に提出しなければならない。

（安全管理上特に注意を要する実験）

第10条 病原体を取り扱う動物実験は、原則として行わない。

2. 動物実験施設・設備を利用する実験者は、外部からの病原性微生物の侵入に注意

を払うとともに、SPF (specific pathogen free, 特定病原菌に感染していない動物) 動物以外の動物を用いるときは微生物学的検査等を実施して、ヒトや他の飼育動物への感染防止に努めなければならない。

3. 物理的又は化学的に有害な物質等を取り扱う動物実験においては、実験者は動物実験・倫理委員会委員長と協力し、ヒトの安全の確保、飼養環境の汚染による他の飼養動物への影響の防止および施設周辺の汚染防止に努めなければならない。
4. 実験の安全確保のため、遺伝子改変 (トランスジェニック、ノックアウト等) 動物を取り扱う動物実験においては、科学技術庁への届出、許可などの必要な手続きを実験者がとり、施設に当該動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講じなければならない。
5. 組換え DNA 体、放射性同位元素等を用いる実験並びに発ガン性及び変異原性実験等においては、定められた付帯設備・備品等を整えた上で、関係規則等に従って行わなければならない。

(教育訓練等の実施)

第 11 条 学長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者に対し、必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練等の実施その他、動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(規程への適合性に関する自己点検・評価及び検証)

第 12 条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、定期的に、研究機関における動物実験等の本規程への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施するよう努めなければならない。

(情報公開)

第 13 条 学長は、動物実験等に関する情報を、毎年 1 回程度、インターネットの利用又は年報告等の適切な方法によって公表するよう努めなければならない。

(補 則)

第 14 条 動物実験のより詳細な実施、管理運営等については、動物実験・倫理委員会の責任のもとに別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成 18 年 12 月 3 日から施行する。